

平成24年第2回 昭島市教育委員会定例会議事録

日時：平成24年2月10日

午後2時30分～午後4時52分

場所：昭島市役所 301会議室

昭島市教育委員会

○委員長（紅林由紀子） それでは、定刻となりましたので、ただいまから平成24年第2回教育委員会定例会を開会いたします。

先ごろ冷え込みが激しく、風邪やインフルエンザが大変はやっているようですので、どうぞ皆さんもお気をつけください。

それでは、本日の日程はお手元に配付のとおりでございます。

初めに、前回の会議録の署名についてであります。既に調製を終わり、署名も得ておりますので、御了承ください。

次に、委員会規則第19条の規定に基づく本日の会議録署名委員であります。3番の石川委員と4番の小林委員でございますので、どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、日程4、教育長の報告をお願いいたします。

○教育長（木戸義夫） 2月の報告と3月の予定につきましては、お手元に御配付のとおりでありますので、よろしく願いいたします。

私のほうからは、スポーツ基本計画ということでちょっとお話しをさせていただきたいと思っております。昨年8月にスポーツ基本法が施行され、国家戦略としてスポーツ立国を目指す体制が整ったことが追い風となり、2012年度政府予算案において、スポーツ関係予算は前年度比4.4%増の237億9,300万円と過去最高となった。

このような報道が昨年12月になされましたが、このたびこのスポーツ基本法に基づき政策目標などを定める「スポーツ基本計画」の中間案が発表されました。

中央教育審議会のスポーツ・青少年分科会特別委員会で議論されているもので、中間案は冒頭、東日本大震災からの復興に向けたスポーツの役割について、「状況や社会を変える大きな力を持ち、大きな貢献が期待される」と評価をし、その上で10年間の基本方針として「年齢や性別などを問わず、関心、適性などに応じてスポーツに参画できる環境を整備」し、スポーツ立国の実現を目指すとしております。

5年間の政策目標では、国際大会での日本の金メダル獲得状況について、「世界のトップクラスとは言い難い」との認識に立ち、夏季オリンピックでの金メダル獲得数5位以上、冬季オリンピックでは10位以上を目指すとして明記しました。

国はこうした目標に向け、アスリートの強化活動全体を統括するナショナルコーチの配置支援に取り組むこととされました。

このほか、東京都が立候補した2020年の夏季オリンピックを念頭に、国際大会の招致・開催を通じた国際交流の推進にも言及し、国と地方自治体、JOCの連携強化や情報収集・発信などに取り組むよう要請をしております。

このスポーツ基本計画は2011年度中の策定を目指し、議論が進められることとなっております。

私のほうからは以上ですが、教育委員会名義使用承認は2件ということですのでよろしく願いいたしたいと思っております。

以上です。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。

教育長の報告が終わりましたが、ただいまの報告につきまして何か御質問、御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で教育長の報告を終わります。

続きまして、日程5、議事に移ります。

議案第3号 昭島市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則及び
議案第4号 昭島市立学校の学校徴収金事務取扱規程につきましては、事務局より事前一括して提案したいとお申し出をいただいておりますので、一括して提案をお願いいたします。

○学務課長（浦野和利） 議案第3号 昭島市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則並びに議案第4号 昭島市立学校の学校徴収金事務取扱規程について、一括して提案いたします。

議案第3号 昭島市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について御説明いたします。

本案件は、学校徴収金に関する事務処理に関する規定をするとともに、あわせて規定を整備する必要があるため、提案するものでございます。

内容の説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、新旧対照表をごらんください。6ページでございます。

上から4行目でございますが、第10条の5の次に1条を加えるものでございます。

第10条の6といたしまして、第1項で、校長は学校徴収金の収納・管理・支出に関する処理を行うこととし、積立金、教材費などの学校徴収金の種類を規定しております。

第2項で、校長及び学校徴収金に関する事務を分掌する職員は、教育委員会が別に定めるところにより当該事務を適正に処理しなければならないと規定されております。

なお、第10条の6以外の条項につきましては、今回の改正にあわせて文言整理等規則の整備をするものでございます。

議案に戻ります。附則といたしまして、この規則は、公布の日から施行する。ただし、第10条の5の次に1条を加える改正規定は、平成24年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第4号 昭島市立学校の学校徴収金事務取扱規程について御説明いたします。

本案件は、昭島市立学校の学校徴収金の事務取扱について定める必要があるため、提案するものでございます。

内容について御説明いたします。

本件の目的は、昭島市立学校の管理運営に関する規則第10条の6第1項に規定する学校徴収金の取り扱いにかかわる管理監督者及び教職員の職務及び責任並びに事務手続を定めることにより、学校徴収金の適正かつ効率的な運営及び会計事故の未然防止を図ることを目的とするものでございます。

第2条で基本計画の策定及び執行の原則について定めております。

第3条から第5条には学校徴収金に関する事務処理等について規定してござい

すが、第5条第3号で会計の収入及び支出は、原則として、金融機関を經由して行うものとされ、各児童、生徒からの集金は、集金袋で現金を集金するのではなく、原則として、金融機関からの引き落としによるものと規定しております。

第6条から第7条には校長及び副校長の職務が規定されております。

第8条から第10条には現金及び預金や書類の管理等について規定し、学校における現金管理は必要最小限とすることとされています。

第11条から第14条については、学校が教材等を購入する際や修学旅行の際などの契約について、契約書の作成や、契約の相手方の選定方法等を規定し、第15条には監査について規定しております。最後に、学校徴収金にかかわる助言及び指導、事務引き継ぎ、委任について規定しております。

附則といたしまして、この訓令は、平成24年4月1日から施行するというものでございます。

以上、雑駁な説明で大変恐縮でございますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。

議案第3号、第4号につきまして事務局から説明が終わりましたが、この件につきまして何か御質問や御意見ございますでしょうか。

すみませんが、多分子どもが学校に入ったらこういうことも何となくよくわかるようにはなるんじゃないかなと思うのですけれども、基本的に今までこのお金、いろいろな教材費とか修学旅行とか、そういったお金が徴収されていたと思うのですけれども、今回これに当たって細かく規定などを制定することになったという、その経緯はどういったものなのでしょう。

○学務課長（浦野和利） 従来、こういう規定がなく、教材費などを現金で徴収して、各先生が管理していたこともありまして、会計事故があったわけですが、そういったことを防止するために、規則をつくりなさいということで、東京都よりの指導がございまして、そういう観点で今回制定させていただきました。

以上でございます。

○委員（石川隆俊） 市内のどこで事故があったの。この市内で起きたんですか。

○学務課長（浦野和利） 失礼しました。市内でそういった事故があったということではございません。区内であった会計事故を契機に、全都的に規定の整備について東京都の指導があったということでございます。

○委員長（紅林由紀子） わかりました。

○委員（石川隆俊） もちろんそのほうが正しいんだけど、わずかな100円、200円なんていうのもそういう事業を通したら、結構銀行業務としては大変なんじゃないですか。かえって袋に入れて集めたほうが早いということはないんですか。

○学務課長（浦野和利） 一回一回100円、200円を集めるということではなく、計画を立てて、例えば1学期に1回、1学期分のものをまとめて徴収するというような形でさせていただくようになってございます。
以上でございます。

○委員（石川隆俊） なるほど。じゃ、口座を開いていない人は困るんだな。

○委員長（紅林由紀子） 小林委員、お願いします。

○委員（小林和子） 例えば教材費の計画を立ててということになると、1学期に保護者にこれこれこういうようなので何千円かというようなのが出ますよね。それを銀行に振り込むというような形で、こうなさいという形なんですよ。

○学務課長（浦野和利） まず、特定の金融機関に保護者の方には口座を開いていただきまして、そこにある程度の預金をしておいていただいて、そこから学校は引き落としという形をとらせていただきます。

○委員（小林和子） 私はとてもそれはいい方法だと。今まではその都度なりまとめて徴収して、結局現金を子どもが集めて持ってきたり、中には違うかもしれませんけれども、そういうことも多かったです。やっぱり子どもがなくなったりとか、そういう事故も防げるでしょう。何より先生たちが教材費を集めて、それを計算してとか、何かあったら大変だったと思うんですね。ですから、そういう銀行引き落としみたいなことで、必要なところへ、また必要な業者へ銀行から払うとかいう形になるのはいいんじゃないかと思います。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。引き落としができなかった場合はどうなるのですか。やっぱりそれは学校のほうから引き落としできませんよみたいな形でお知らせが行く形になる。

○学務課長（浦野和利） 預金が少なくて引き落としができない場合、学校から通知が行くと思いますけれども、それでも入金が無いような場合には、最終的には現金で集金なんていうこともあるのかもしれないですけれども、基本的には金融機関から引き落としでということでございます。

○委員長（紅林由紀子） 寺村委員、お願いします。

○委員（寺村豊通） ガスや水道と同じような扱いになるわけですね。
銀行引き落としですけれども、今までは全然やってなかったんですか。この4月から始めるということなんですか。

○学務課長（浦野和利） 中学校では今までもやっていたんですが、小学校ではやっていなかったということでございます。

- 委員長（紅林由紀子） 修学旅行費とかも今まで現金を持っていくような形だったので
すか。
- 学務課長（浦野和利） はい。
- 委員長（紅林由紀子） 金額的には安い金額じゃないと思いますが。そうでしたか。
- 委員（寺村豊通） 現金を落としたり、何かあると大変ですから、いいことだと思います
すけれども。
- 委員長（紅林由紀子） はい。ほかには何か御意見や御質問はございますでしょうか。
- 委員（寺村豊通） ちょっといいですか。
- 委員長（紅林由紀子） はい、お願いします。
- 委員（寺村豊通） 大したあれじゃないんですけれども、新旧対照表の今までの古いや
つとまぜて、句読点を取ったというのには何か意味があるんですか。
- 委員長（紅林由紀子） はい、お願いします。
- 学務課長（浦野和利） 意味と申しますか、形式をこういう形にして変えているという
ことで、特にこれに意味があるということではないです。
- 委員（寺村豊通） ではない。なるほどね。
- 委員長（紅林由紀子） 選定委員会というのが載っていますけれども、こういうのはも
ともと今までは余りなかったものなのですか。例えば修学旅行とかの業者を選定
するに当たって、ここで新しく明文化されるということは、今までどんな形で学
校が対応されていたのでしょうか。
- 学務課長（浦野和利） 今まで、各学校でそれぞれあったかもしれませんが、修
学旅行に関して言いますと、そんなに業者的には多くないということもあります
けれども、今まで使っていた業者をそのまま使うだとか、そういったこともあつ
たのかもしれませんが、今後につきましては複数の業者から見積もりを取って、
どこがいいかというのを検討してから契約していただくということになります。
- 委員長（紅林由紀子） わかりました。そうですね。より効果的な計画を、お金を使っ
ていろいろなことをするのは、やはりよりよい業者を選定していただくにこした
ことはないと思います。とてもいいことだなと私は思いました。
学校教育部長、お願いします。

○学校教育部長（細谷訓之） 今回、私費会計を公明正大にするということで、こういった要綱になったんですけれども、今、委員長がおっしゃった部分については非常に重要なところで、今まで極端な話ですと、校長先生なり担当の先生がこの業者に決めようとか、そういったことがややもするとあった可能性もあるんですね。ですから、そういったことを契約の公平性ということで、相手方を11条で選定して、選定委員会を13条で定めて、お1人の方の意見だけで決まっていかないうような形で、公平な契約ができるようにということで、改めてこの規定をさせていただいたというのが大きな目的です。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。わかりました。そのようなことでございます。

ほかには何かございますでしょうか。

○委員（石川隆俊） いわゆる副教材、教科書は無償だと思うんですけれども、それが保護者の負担になってかなりの額を買うようだと。どこかで電車の中だったかな、あるお父さんとお母さんが子どもいて話していて、最近いろんな教材が高くてしようがない、という話をしていたのを聞いたことがあるんですけれども、結構実際にかかるものなんですか。ああいうものに関しての裁量は、この副教材を使いたいというときには、先生の裁量で自由に買えるという状況なんですか。

○委員長（紅林由紀子） お願いします。

○指導主事（稲富泰輝） 副教材については、使用するときには必ず学校教育部指導室のほうに届け出をさせていただいています。そちらを我々のほうで確認して、余り高価なものの場合にはほかにも代替のものがあるのではないかと。あと無駄に買っている場合はこれは要らないんじゃないですかということには言わせていただいていますので、適正な状況でチェックをしております。

○委員（石川隆俊） チェックがあるわけですね。わかりました。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

今、細谷部長からより公明正大にというお話がありましたけれども、これは求められれば、例えば、このような経緯でこういうふうになったということは、保護者レベルにも明らかにしていただけるものなのではないでしょうか。その辺、いかがでしょうか。

○学務課長（浦野和利） 保護者の方につきましては、既に口座の開設等を各学校で説明会を開いてお知らせしているところでございます。

○委員長（紅林由紀子） 例えばこの選定委員会でこういう業者になりましたというようなことですか、旅行についてこういう旅行を何々旅行会社でやりますみたいな

ことについて。余りないと思うのですけれども、万が一どうしてもこれになったのですかみたいに関われた場合に、その辺は議事をとられるそうなのですから、こういったものは明らかにできるものなのかどうか。

○学務課長（浦野和利） 請求していただければ、その議事録については公開するものがございます。

○委員長（紅林由紀子） わかりました。ということだそうです。規定というか、みんなが安心して疑いもなく公明正大にこういったことが行われるような仕組みをつくっていただいたということで、この件につきましてほかには何かございますでしょうか。よろしいですか。

（「はい」との声あり）

○委員長（紅林由紀子） それでは、議案ですのでお諮りしたいと思います。

議案第3号、議案第4号について、原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（紅林由紀子） では、御異議なしと認め、議案第3号、議案第4号は原案どおりに決しました。では、どうぞよろしく願いいたします。

議案の審議が終わりましたので、続きまして協議事項に移ります。

協議事項1 平成24年度教育施策推進の基本的考え方について説明をお願いいたします。

○庶務課長（丹羽 孝） 平成24年度教育施策推進の基本的考え方について御説明申し上げます。

この平成24年度教育施策推進の基本的考え方につきましては、平成24年第1回昭島市議会定例会において、教育長が市長の施政方針演説の後に表明するものがございます。

内容につきまして、御説明申し上げます。

まず、はじめにの部分で、これまで行ってきたスクールプラン21や学力向上推進プランにおいては、学校の自主的教育活動が定着化してきたことから、24年度は改めて3カ年の教育推進計画を各学校で立て、その数値目標に向かって教育活動を進めていくといたしました。また、生涯学習においては昨年に引き続き生涯学習の活動の場の整備に努め、市民の自主的活動を支援することといたしております。

本題の基本的考え方では、本年度からは小中学校ともに新学習指導要領が完全実施されることを踏まえ、平成22年度に策定いたしました昭島市教育振興基本計画に基づき、学校教育においては確かな学力の定着、豊かな心の醸成、健やかな体の育成、輝く未来に向かって、そして学校施設の整備についてそれぞれ施策を述べております。

また、生涯学習の推進については、家庭・地域の教育力向上と活用、市民の学習活動の振興、市民のスポーツ活動の振興、市民の文化芸術活動の振興について、それぞれ施策を述べております。

最後、4ページになりますが、最後の部分では近年の少子化の影響により児童生徒の減少や集合住宅の建設などの影響で学校規模に不均衡が生じており、その解消に向け、学校規模の適正化に向けた検討を行っていくことといたしました。

以上、甚だ簡単な説明ですが、委員の皆様には事前に配付させていただき、お目通しいただいていると思いますので、御質問やお気づきの点がありましたらお聞かせくださるようお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。

この件につきまして、御意見、御要望などございますでしょうか。

1つ質問させていただきたいのですけれども、中学1年生全員対象のカウンセリングというものを本年実施されて、次年度も実施されるということなのですが、これについては今年やってみて成果として少しあらわれているところというのは何かあるのでしょうか。例えば他の学年に比べて1年生の1学期とか2学期の不登校率が少し下がったとか、そんなすぐにはどうにかならないものなのかもしれないのですけれども、そのあたりはやってみての感触というか、その点はどんな感じでしょうか。

○指導主事（松尾 了） 中1のカウンセリングのところなんですけれども、実際に学校からお話をいただいているところ、臨床心理士とかからお話をいただいているところだと、行った結果、やはり中学校1年生になって、いろいろな心配事、不安なことがあると。この中1のカウンセラーについては臨時ということで、継続ではないんですが、そういったことの聞き取りを行っていただいて、生徒も安心ができた。いただいたお話の内容を各学校の管理職の先生にお伝えさせていただいて、その後、大変心配な生徒、もしくはそこで少し心配かなと思われる生徒については、次の東京都から派遣されたカウンセラーのほうに情報を提供して、何かあったときに、相談があったときには対応ができるようにということで、本年度は実施をさせていただきました。

来年度については連携の部分、一度カウンセリングを行った後、次の引き継ぎの東京都から派遣される中学校のカウンセラーにもう少し具体的に引き継ぎができるようにということで、今、教育相談室とも検討を始めていきたいと考えているところです。

○委員長（紅林由紀子） わかりました。ありがとうございます。

小林委員、お願いします。

○委員（小林和子） 2ページの7行目にあります学校情報通信技術支援員というのは、具体的に大体何人ぐらいの方がどのようなことをなさるのか、もしおわかりでしたら教えていただきたいと思います。

○委員長（紅林由紀子） お願いします。

○指導主事（稲富泰輝） これは今までは庶務課のほうにお願いしていたもので、2名を考えているところです。今までの2名は学校にコンピューター等を入れまして、そちらのハードを支援していくような形でやっていたんですが、来年度からは指導室のほうでもやっていきまして、学校授業の準備の過程でパソコンやプロジェクトなどの準備、そして授業の途中でパソコンに不具合が起きたようなときに、支援に入っていただくということで、円滑な授業ができるように考えております。配置場所としては学校を考えていまして、そこから巡回という形で21校を回る形を考えております。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。ほかには何か。

○委員（小林和子） もう一つ。

○委員長（紅林由紀子） お願いします。

○委員（小林和子） 下のほうにあります5年生の自然体験学習、今年度実施したわけですが、子どもたちからの感想とか、学校の先生方の感想とか、成果とか、もしおわかりでしたら教えてください。

○委員長（紅林由紀子） お願いします。

○指導主事（稲富泰輝） まず、先生方からの反応と児童の姿に分けて説明させていただきたいと思います。

まず、先生方からの反応ですが、子どもたちの学習に対する取り組みで、例を挙げますと社会科の学習において、例えば農業・漁業を勉強するときに、実際に、ああこういう体験をしたことがあるという、体験と学習が結びついているところのイメージがあるということ複数校からいただいております。

また、児童の姿によって主に特別活動において縦割り班活動で宿泊学習を通した後は、やはり下級生との連携のところで自主性を持ってリーダーシップを発揮するというので、今までは6年生に頼っている状況にありました5年生のリーダーシップがかなり見られるようになったという姿が児童のほうから見られております。

以上でございます。

○委員（小林和子） ありがとうございます。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。寺村委員、お願いします。

○委員（寺村豊通） 武蔵野小に設置した太陽光発電装置ですか、企業からの寄贈による。使用状況というか、そういったことはどうなんですか。節電とかにも役立っているのか、効果が出ているのか。

○委員長（紅林由紀子）　お願いします。

○庶務課長（丹羽　孝）　動き出したのが1月の中旬あたりからです。

○委員（寺村豊通）　つい最近ですね。

○庶務課長（丹羽　孝）　モニターが、2階に上がって昇降口の奥に、42型のテレビに今発電を何キロ行っていますという表示がされております。それで、発電量は10キロワットのもので、そんな大きなものではないです。

○委員（寺村豊通）　10キロワットというと、どのぐらいの感じなんですか。

○庶務課長（丹羽　孝）　普通の家、例えば住宅地にありますが、あれだと2キロぐらいですね。あれの5倍ぐらいの大きさと思っていただければいいと思うのですが。大きさが何メートルって、今手元に資料がないのですが、そのぐらいの大きさに屋上に設置してあります。もちろんそこで電力ができるのですが、10キロワットの太陽光パネルを設置しても10キロワットができるわけじゃなくて、一番条件がよくても電気変換のロスとか温度ロスとかいろいろあって、7割5分、一番いい条件でそのぐらいできるようなことが言われています。学校では教室何室分ぐらいかというと、多分12教室ぐらいはできますけれども、本当に学校の使用量というのは大変少ない量だということでございます。

子どもたちについては、先ほど言いましたようにモニターなどで画面を見てもらって、今どのぐらい電気ができているんだとか、例えば電気が作られるためには変換やロスがあるという、そういうことも勉強してもらえればと思っております。

○委員（寺村豊通）　わかりました。

○委員長（紅林由紀子）　ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

中学生の英語スピーチコンテストというのは、どのぐらいの規模で、どのような手はずというか段取りで、構想としておありなのか、ちょっと伺いたいのですが。

○指導主事（稲富泰輝）　中学校の英語スピーチコンテストにつきましては、市内各中学校から最低2点以上のスピーチ原稿をいただいて、そこで1次選考をしていただくという形で考えております。内容については、自分が思っていることということで、比較的自由題でやっているんですが、およそ3分程度の発表原稿とする形で検討しております。ただ、通常の大会になりますと5分ぐらいと言われているんですが、来年度は初めてでございますので、今はそういった形で考えております。

実施は9月8日を考えておまして、そこに向けておおよそ10名程度の生徒さんが集まって、そこで発表した後にスピーチの大賞を決めていただくという形で

やります。今までの子どもの主張意見文みたいに事前に決まっているのじゃなくて、当日審査を受ける形を今検討しております。

○委員長（紅林由紀子）　そうですか。それは10名という枠があって、例えば予選じゃないですけども、最低2点というお話だったのでですけども、もっといっぱい出てきた場合は事前審査みたいな、例えば紙のレベルで何名ぐらいに絞るとか、そういうこともお考えなのですか。

○指導主事（稲富泰樹）　そちらも考えております。学校の規模によっては2点以上ということですので、多くて5点程度出てくることもあると思います。ですので、6月中旬から下旬にかけて、大変恐縮でございますが、書類検査をさせていただいて、本選に進める方は大体10名程度という形で検討しております。

○委員長（紅林由紀子）　わかりました。
小林委員、お願いします。

○委員（小林和子）　3ページの下段にあります家庭・地域の教育力向上についてなんですが、子どもと親の家庭教育講座や家庭教育セミナーを実施というように、家庭の教育力向上に努めるということがあるんですが、このことについて、1月の定例教育委員会の後、傍聴会の方と懇談をしたときにも保護者会の話が出ました。なかなか学校と保護者と懇談ができないというお話があって、ちょっとそれにもかかわるので申し上げるのですが、そのとき校長先生との懇談会でお話したとき、私のグループだけでしたけれども、確かに活発じゃない、最近はそのような時間をとれないというようなお話とともに、校長先生のほうから保護者会をしても、せっかく教員のほうは準備をしても、出席者は五、六人というような保護者会もあるというお話もありました。保護者の方もいろいろお忙しかったり、事情があるかと思うんですが、家庭の協力を得るといことがなかなか難しいかなと思うんですね。

　　こういう懇談会をすると先生たちがいつもこぼしてらっしゃるといのか嘆いてらっしゃるのは、保護者会をすると、やはりそこにいらっしゃる方よりも、本当は来ていただきたい方がなかなか保護者会に来てくださらないという。それは昔からそうなんですが、そういう悩みで、いらっしゃれない方は、いろんな事情があると思うんですね。お忙しいとか。でも場合によってはなかなか学校のそういうことに関心が動かないとか。

　　そういうことがありますので、せっかくこういう家庭教育セミナーとかいろんなことで、いいお話とか提案とかあるとは思いますが、ぜひそういうものを、そのとき参加されなかった方たちにも、現在もそうしてらっしゃるかもしれませんが、より広く皆さん、いらっしゃらない方にも伝わるように、学校からなり、または何か市のほうからの方法なり、何かの方法でなかなか学校にいらっしゃれない方のためにも、いい内容が伝わるようにしていただければいいなというふうに思います。

　　こういうお話とか、それから地域のいろんな行事があるときも、関心を持って

参加される方はいいんですが、なかなかそういう自治会にも入っていない、どの会にも入っていないとか、いろんなことで参加されない方たちにこそそういうことを聞いていただいたり、意識を高めていくことが必要じゃないかなというふうに思いますので、よろしく思います。

○委員長（紅林由紀子） 全く本当にそのように感じます。講演とか、いいお話とか、そういうのが講義録みたいな形で、何か紙媒体なり、例えばホームページにPDFで張りついているとか、あるいはYouTubeとかいったのはあり得ないかもしれないのですけれども、何かそういうふうに会場へ行けない人でも知れるような手段があるといいのかと、小林委員のお話を伺っていて思ったのですけれども。

娘の保育園なんかでは、まず講演会とかあると必ず、講師の方の了承を得てですけども、DVDにとって、それを保護者だったらだれでも借りられるような文庫があるんですね。現像文庫みたいな。例えばそういうような感じで、いいお話だったらその日に行けなくても勉強できるみたいな。もちろん意欲がなければ、関心がなければ無理だと思うのですけれども。昼間働いている保護者の方などにはその手は有効かもしれないなど、今お話を伺って思いました。そういう御意見もありますので、御検討いただければと感じます。

すみません、あと4ページにあります市民綱引き大会というのは、先日、自治会ブロック対抗綱引き大会を体験させていただきまして、非常にスポーツとして一般のスポーツなのだなどという認識を新たにいたしました。これはまた違うものなのでございましょうか。

○スポーツ振興課長（石川千尋） まず、先日2月5日の綱引き大会、ありがとうございました。綱引き大会でございませけれども、今回2月5日に行われたものが第8回でございまして、これまではどちらかという自治会対抗を主体としていたということでございます。これは平成17年3月20日から始まっているのですけれども、初めはチーム数が24チーム、人数が282人と大勢出ていたんですが、やはり回を重ねるごとに自治会間で差がついてくると。そういった中で、これはもう一度綱引き大会そのものを見直したいとしまして、自治会対抗につきましては綱引きとは別なスポーツを考えると。綱引き大会につきましては自治会にとどまらず、事業者とか広く市民を対象とした、こういった大会に衣がえをすると、このように形で対応していきたいということで考えております。

○委員長（紅林由紀子） なるほど。わかりました。確かに自治会となると自治会に所属してないですとか、何か敷居が高い部分はあるかもしれないですね。新春駅伝大会はことしも非常に参加者も多く、何か年々人気が上がっているんじゃないかなと私なんかも思うのですけれども、ああいうふうに簡単にチームをつくれて、それで対抗戦みたいな形ができると、より参加率も上がるのかもしれないですね。それでは、ぜひ期待しておりますので、よろしく願いいたします。

ほかには何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは以上で、長くなりましたけれども、協議事項1を終わりたいと思います。

協議事項2 昭島市特別支援教育推進計画の骨子について、説明をお願いいたします。

○指導主事（松尾 了） 昭島市特別支援教育推進計画骨子について御提案いたします。

初めに、1にあります策定の理由の概要についてです。

国の施策により、特別支援教育をすべての学校において実施されることとなり、東京都も特別支援教育を推進するため、東京都特別支援教育推進計画が実施されています。この東京都の推進計画は本年度より第3次計画が6カ年計画で実施となっております。これらの動向に加えまして、本市の昭島市教育振興基本計画においても特別支援教育の推進が位置づけられていることから、昭島市内すべての公立小中学校で特別支援教育の推進を実現するために、本計画を策定することといたしました。

2にあります計画策定の視点といたしましては、東京都の第3次計画と昭島市教育振興基本計画の理念を基本に、昭島市の特別支援教育をさらに推進し、新たな支援体制を構築できるよう計画の策定を行います。また、策定に当たりましては、これまでの昭島市の就学相談や就学状況の傾向、児童生徒の現状確認を昭島市特別支援教育推進計画策定委員会で行いまして、計画策定の参考としています。

続きまして、3番になりますが、本計画の骨子の概要について御説明申し上げます。

本推進計画は次の5つの柱により構成される予定です。

第1に、新たな特別支援体制の構築。こちらは通常の学級を含むすべての学級での重層的な支援体制についての計画となる予定です。

第2に、特別支援教育学級の教育内容・方法の充実。こちらにつきましては、学級間、校種間で連続性のある支援を行うための教育課程等の開発や推進にかかわる計画となっております。

第3に、専門性の高い人材の育成です。こちらにつきましては特別支援教育にかかわる教員研修を推進し、すべての児童生徒にこれまでよりもより適切な支援を行えるようにするための計画となる予定です。

第4につきましては、関係機関との積極的な連携。関係機関や関係部署との連携を推進しまして、支援の輪を広げるための計画です。

最後に、第5に市民等への理解・啓発となります。こちらにつきましては、特別な支援が必要と思われる児童生徒への支援を円滑に構築できるようにするための理解・啓発のための計画です。

推進計画の柱となりますこの5つにつきましては、市内小中学校から御推薦いただきましたこちらの策定委員会の先生方から昭島市の特別支援教育の推進にかかわる現状と課題をいただきまして、整理してまとめさせていただき作成いたしました。

なお、本計画につきましては、平成23年度中に策定、来年度、平成24年度から実施の予定でしたが、東京都特別支援教育推進計画第3次実施計画の動向を踏まえながら策定を行うために、平成24年度中の策定、平成25年度からの実施計画として予定を変更して、現在は策定中という段階でございます。

本日は、委員の皆様はこの5つの柱を推進していくための施策案等について御

協議をいただき、昭島市の特別支援教育の推進について御協議いただきますと幸いです。どうぞ御協議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。

昭島市特別支援教育推進計画の骨子ということでございますけれども、この件につきまして何か御質問や御意見ございますでしょうか。お願いします。

○委員（小林和子） 2点お話しさせていただきます。

1点目は、3の計画の骨子についてのところ、(2)の施策案なんですけど、交流及び共同学習の推進ということでございますけれども、この件につきまして何か御質問や御意見ございますでしょうか。お願いします。

1点目は、3の計画の骨子についてのところ、(2)の施策案なんですけど、交流及び共同学習の推進ということ。通常学級との交流と共同学習だと思います。現在もそれぞれそういう設置校などは行われていると思いますが、やはりこういうことは大事なことだと思います。通常の学級の子どもたち、そういう子どもたちが大人になって一般社会の中で特別支援が必要な子どもたちや、またその方たちが成長したときに社会の中では一緒になるわけですから、子どものときに一緒に学んだり何かいろいろ作業したりとかいうようなことで、身近に触れていますと大人になってからも余り何ていうのかしら、特別な目で特別扱いしない。一緒に同じ社会の中で暮らしていけるんじゃないかと思っておりますので、ぜひこういうことは大事なことで実施していただければ、ますます活発にというか、今までにない場面でもいろいろなことを行っていただけたらと思います。

もう一点は、同じように計画の骨子の(1)に通常の学級を含むすべての学級で重層的なということと関連して、その後、次の(3)の専門性の高い人材の育成の中の施策案の3つ目、すべての通常の学級における担任研修の実施ということで、やはり今こういう特別支援の必要な子どもは特別支援学級に限らず、通常の学級にもかなりいるかと思われまので、そういうときに担任の先生が子どもたちにどう接したらいいかとか、必要だと思いますし、今、割と教職課程や初任者研修、いろんなところで研修はしているかとは思いますが、さらに先生たちが特別支援の必要な子どもたちへの接し方というか、適正な対応の仕方が学べるように、ぜひ研修を深めていただければと思います。大事なことだなと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

5つの柱ということで御説明いただきましたけれども、本当に5つどれもが重要で、この5つの柱がしっかり進んでいけば良い教育が推進できるのではないかなと私自身感じました。この計画をつくっていかれるのは、実際にはどういったメンバーでと言ったらあれですけども、先ほど小中の先生方から御意見を伺ってというようなお話がありましたけれども、どういった方々でつくっていかれるのでしょうか。

○指導主事（松尾 了） 本年度につきましては、小中学校の特別支援学級の設置校の管理職の先生方と、あとは市内から特別支援学級の、通級指導学級ではなくて特別支援学級、つまり一般的に固定級をとられている先生、通常学級の先生で特別支援コーディネーターをお願いしている先生方が委員として構成しております。あ

とは学務課の職員が1名、そして教育相談室からも中学校も2名の先生方から委員をお願いさせていただいております。来年度につきましてもほぼ同様な形で考えておりますが、福祉ですとか、ほかの部署の編制になる可能性も十分考えられますので、来年度の策定委員会のメンバーにつきましてもは現在検討中ということでございます。

○委員長（紅林由紀子）　そうですか。はい、わかりました。特別支援教育と一言で言ってしまうと一つだと思えるのですけれども、支援はさまざま、本当にいろいろな支援が必要だと思いますので、今いろいろ専門的な、実際に子どもたちとかかかわっている先生方がつくっていかれるということで、非常に安心して心強いなと感じました。保護者の意見とか、先生方はそういう子どもたちと普段ずっとつき合っただけからだとするのですけれども、ぜひこれをつくるに当たっては、皆さんが一定の時間、そういった子どもたちと時間を共有して感じていただきたいと私からお願いしたいと思いました。いろんな子がいて、文字だけでは整理できないいろいろなことがあると思いますので、そういうことを人肌で感じながら計画をつくっていただければ、生きたものになるのではないかなと感じております。

あと一つ質問なのですけれども、（1）のところ特別支援教育の開設も検討するというふうに挙がっておりますけれども、情緒障害の、基本的には昭島では通級だと思えるのですけれども、情緒障害における固定級というのは実際にはないものなのか、そのメリット、デメリットというのはどんなようなものなのか、もしありましたら教えていただきたいのですけれども。

○指導主事（松尾 了）　昭島市内の一般的な固定級の中には情緒障害学級は開設されておきませんが、ほかの区市におきましては情緒障害の固定級が開設されている地区もあります。そこでの課題、もしくは現状、そして成果、こういったものも東京都の第3次計画のモデルプランの中に入っております、今後、例えば教育課程ですとか、そういったことをモデルプランの中で検証していきながら、またそういったところの教育の活動、支援がどのような状況が適切であるかということも、モデルプランの中に一つ入っておりますので、東京都の動向を踏まえながらということになってくるかと思えます。

○委員長（紅林由紀子）　ありがとうございました。先月の傍聴者の方のお話の中でも、なかなか通級での難しさみたいなものもあるのかなと感じまして、固定級という可能性はどうかかなと感じておりましたので、その辺も含めて広く御検討いただければと思います。

ほかに何かございますでしょうか。よろしいですか。石川先生、よろしいですか。

それでは、ぜひ良いものをつくっていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、協議事項の2を終わりたいと思います。

協議事項3　昭島市市民図書館協議会条例の一部を改正する条例について、説明をお願いいたします。

○市民図書館長（太田 勇） 協議事項3 昭島市市民図書館協議会条例の一部を改正する条例について、提案理由及びその内容について御説明申し上げます。

本条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による図書館法の一部改正に伴いまして、これまで図書館法で規定されておりました図書館協議会委員の任命の基準等につき、文部科学省令で定める基準を参酌し、新たに昭島市市民図書館協議会条例において定める必要が生じたことから、昭島市市民図書館協議会条例の一部を改正する条例として、第1回市議会定例会に議案として提出するものでございます。

それでは、改正内容について御説明申し上げます。恐れ入りますが、新旧対照表をごらんください。

まず、第2条を全部改正いたし、見出しを「組織」に、また本文を「協議会は、委員10人以内をもって組織する。」に改めるものでございます。

次に、第3条第3項中「委嘱する」を「任命する」に改め、あわせて第4条の規定を整備し、第3条から第7条までをそれぞれ1条ずつ繰り下げ、第2条の次に新たに第3条を追加いたすものでございます。

新たな第3条におきましては、「委員は、次に掲げる者のうちから昭島市教育委員会が任命する。」とし、各号で委員の任命基準を「学校教育の関係者2人以内」、「社会教育の関係者3人以内」、「家庭教育の向上に資する活動を行う者1人以内」、「学識経験のある者2人以内」、「公募による市民委員2人以内」といたすものでございます。

恐れ入りますが、新旧対照表の前ページの改正条文にお戻りいただきたいと思っております。

附則といたしまして、第1項におきましては、本条例の施行日を平成24年4月1日といたすものでございます。

また、第2項におきまして、経過措置として、この条例の施行の際、現に委員である者は、改正後の第3条で定める委員の任命の基準により任命されたものとみなすことといたすものでございます。

以上、簡略な説明で恐縮でございますが、御協議賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。

図書館協議会条例の一部を改正するという事で、この件につきまして何かございますでしょうか。

これは法律からこのようにしなければならないという訳ですね。

○市民図書館長（太田 勇） 図書館法が改正され、その中で、文部科学省令で委員の任命の基準が示され、それを参酌して条例を定め必要が生じたため、それに基づきまして改正するものでございます。

○委員長（紅林由紀子） わかりました。小林委員、お願いいたします。

○委員（小林和子） 今御説明いただいた中で、1ページの経過措置のところの、現在協

議会の委員なる者は改正後も任命するというようなことがあります。改正の第3条は新たにこういう基準で、こういう方を任命するというのがありますが、現在も大体こういう方が委嘱されているのでしょうか。

○委員長（紅林由紀子）　お願いします。

○市民図書館長（太田　勇）　現在の委員の選出区分は今回定めた任命基準と変わり無く、そのとおりでございます。

○委員（小林和子）　ありがとうございます。

○委員長（紅林由紀子）　よろしいでしょうか。ほかにはよろしいですね。

それでは、この件は終わりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

続きまして協議事項4　昭島市公民館運営審議会条例の一部を改正する条例についてお願いします。

○市民会館・公民館長（辻　みえ子）　昭島市公民館運営審議会条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

ただいまの昭島市市民図書館協議会条例の一部を改正する条例と同じく、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第2次一括法の施行に伴い、社会教育法も同日付で改正されたことにより、昭島市公民館運営審議会条例の一部を改正する必要性が生じたため、昭島市公民館運営審議会条例の一部を改正する条例として提案するものでございます。

内容といたしましては、これまで社会教育法により規定されておりました公民館運営審議会委員の委嘱の基準について、法の改正により、文部科学省令で定める基準を参酌して条例で新たに定めることとなったものでございます。また、審議会委員定数につきましては、実情に即し改正する必要があることから、あわせて提案するものでございます。

恐れ入りますが、裏面、新旧対照表をごらんください。

条例第1条につきましては、第4条の改正に伴い、「。以下「法」という。」を削除いたします。

次に、条例第3条ですが、委員定数「12人」以内となっているものを「10人」以内に改めるものでございます。これは平成15年度の市の決算審査、監査における要望事項として委員数の見直しが上げられたことにより、平成16年度の第12期から現在の10人となっているため、実状に合わせて改正するものでございます。

続きまして、条例第4条を説明させていただきます。

第4条中、委員は「法第30条第1項に規定する」とあるものを「次に掲げる」に改め、各号として、「学校教育の関係者1人以内」、「社会教育の関係者5人以内」、「家庭教育の向上に資する活動を行う者1人以内」、「学識経験のある者1人以内」として、文部科学省令で定める基準を参酌して加え、さらに「公募による市民2人以内」を加えるものでございます。

この委嘱基準案につきましては、公募市民以外は、先ほども申し上げましたように、今回改正されました社会教育法に基づき、文部科学省令において定められた条文制定の際に参酌すべき基準と同じであり、またこれまでの社会教育法第30条第1項で規定されていた基準と同じでございます。

続いて、条例案文に戻らせていただきます。

なお、附則につきましては第1項で、本条例の施行期日を平成24年4月1日とし、第2項で経過措置を定めるものでございます。

以上、簡略な説明で恐縮に存じますが、よろしくお願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。

公民館運営審議会条例の一部を改正する条例ということでございますが、この件につきまして、基本的には先ほどの図書館協議会条例の改正と同じことだといふ理解すればよろしいですね。

小林委員。

○委員（小林和子） 先ほど図書館のときもあつたんですが、委員の「次に掲げる」というところの3番、家庭教育の向上に資する活動を行う者というのがあるんですが、具体的にどういった、例えばPTAとか、何かそういうところの関係の方なんでしょうか。

○委員長（紅林由紀子） お願いします。

○市民会館・公民館長（辻 みえ子） 平成11年までの社会教育法においては、その選出の区分というのが家庭向上に資するものではなかったのですが、それ以後につけ加えられました。現在、昭島市においては昭島市の教育相談員さん、スクールカウンセラーをお願いしております。他市ではPTAから、あるいは子育てサークル等にかかわっている方から推薦いただいております。

○委員（小林和子） ありがとうございます。

○委員長（紅林由紀子） よろしいですか。では、ほかにはよろしいでしょうか。

この件は終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして報告事項に入らせていただきます。

報告事項1 平成23年度昭島市一般会計第6号補正予算（案）＜教育委員会関係＞について、説明をお願いします。

○庶務課長（丹羽 孝） 平成23年度昭島市一般会計第6号補正予算（案）＜教育委員会関係＞について御報告いたします。

この第6号補正予算につきましては、平成24年2月29日から3月26日まで開催を予定しております平成24年第1回昭島市議会定例会に提案を予定しているものでございます。

まず、歳入でございます。補正歳入合計が9,389万4,000円の増額となっております。

ます。大幅な増額になった主な理由につきましては、学校耐震補強工事に伴う国からの交付金が当初の計算よりふえたことによります。

ふえた理由でございますが、学校耐震補強工事に伴う交付金につきましては、昨年の予算編成時には平成18年度から平成22年度までで地震防災緊急事業5カ年計画が終了し、平成23年度より補助率のかさ上げがなくなることが予想されたため、従来の補助率を7分の2で計算しておりましたが、地震防災対策のさらなる促進を図るため、新たな計画期間を平成23年度から27年度の5カ年とし、補助率そのまま継続になったことによります。その結果、補助率がI s値でいきますと0.3未満については3分の2、I s値が0.3から0.7以下につきましては2分の1となっております。この数字で交付金を受けましたので、大幅な増額となっております。また、交付金の名称も安全・安心な学校づくり交付金から学校施設環境改善交付金と変更となっております。

歳入表に沿って御説明いたしますと、光華小除湿温度保持機能復旧工事関係では、契約により工事費等が減額になりましたので、歳入も減額しております。

次に、安全・安心な学校づくり交付金は名称が変更になりましたので、当初予算額を全額減額し、新たに学校施設環境改善交付金に交付額を修正し、2億6,659万6,000円を計上しております。なお、拝島第一小学校大規模改修工事につきましては、工事内容がトイレ改修でありまして、国の交付金が東日本大震災の関係もあり、学校耐震化工事に交付金が優先的に配分され、国の予算が不足し、今年度交付金不採択事業となってしまっております。それにより学校施設環境改善交付金には今回は計上しておりません。

拝島第二小運動場芝生化事業補助金は、備品購入費の減額により歳入も減額しております。公立学校耐震化事業補助金は、耐震補強工事の東京都の補助であります。国の補助率が変わった関係と、補助対象工事の認定範囲で増減がございまして、学校ごとに増減があり、合わせますと315万5,000円の減額となっております。

公立学校運動場芝生化維持管理経費補助金につきましては、昨年度までは芝生化工事後の翌年4月から3年間の維持管理について補助が認められておりましたが、今年度より芝生化工事完了月の翌月から3年間に改められたことにより、今年度分の拝島二小の管理委託費が補助対象となりましたので、増額をいたしております。

被災児童生徒就学支援等事業費補助金、土曜日補習外部指導者活用支援事業補助金、部活動外部指導員導入事業補助金につきましては、新たに制度ができ、補助金が出るようになったことにより計上させていただきました。

続きまして、2ページ裏面をごらんください。

歳出補正合計は2億9,583万1,000円の減額となっております。内容につきましては、電気等の減額につきましては今年度の節電によるもので、施設ごとに減額をしております。また、学校耐震工事関係を初めとする施設工事費等につきましては、年度末のため契約差金を減額、また各事業の完了に伴い委託費などの不用額を減額したものでございます。社会教育課の郷土芸能まつり開催補助金は、東日本大震災が起り中止となりましたので、全額を減額しております。

以上でございます。

- 委員長（紅林由紀子） どうもありがとうございました。
この件につきまして、何か御質問や御意見ございますでしょうか。
すばらしい節電の効果で、大変お疲れさまでした。
小林委員。
- 委員（小林和子） 今回の歳入のほうの指導費の新たにとということで、これからかもしれませんが、もし構想か何かおありでしたらお伺いしたいんですが。下から2段目の指導室の土曜日補習外部指導者活用支援事業というのはどういうものを具体的に考えていらっしゃるのか、教えていただきたい。
- 委員長（紅林由紀子） お願いします。
- 指導主事（稲富泰輝） 下から2点目の土曜日補習外部指導者のことですが、今年度から拝島中学校で実施しております。東京都からのお金がおりてくるのがこの時期ですので、補正を組ませていただいているんですが、主に英語と数学において土曜日に基礎的なところを復習したいという補習教室と、多少受験につながるころがありますが、発展的な学習をしたいというコースに分けて、意欲を持った生徒さんが受けられるコースと、大体年間7回程度実施しているものでございます。
今後はこのすばらしい取り組みを他校にも伝えていき、来年度については小学校が1校出そうだとこのころで進めております。
- 委員（小林和子） わかりました。
- 委員長（紅林由紀子） よろしいですか。
これはどなたが教えられるのでしょうか。
- 指導主事（稲富泰輝） 外部指導員になりますので、教員を目指している学生さんとか、あと地域で塾での指導の経験があった方等を活用しております。
- 委員長（紅林由紀子） わかりました。ありがとうございました。なかなかそれなりな効果が上がっている感じでしょうか。
- 指導主事（稲富泰輝） こちらについては効果が上がっておりまして、まず人の面と、あとは学習に対する意欲の面で分けまして、人については最初のところは参加人数が少なかったと。1けたの参加人数でしたが、後の回数になってくるとやはり10人を超してきたというところで、生徒にも好評だということになっております。あと学習に関してですが、やはり基礎コースのほうが最初は多かったんですが、後の回数になってくると発展コースを受講する生徒さんがふえてきているということで、この面からも生徒の学習意欲が向上したものと考えられます。
- 委員長（紅林由紀子） ありがとうございました。非常に効果が上がっているというお話ですので、他校に広がっていただければと思います。

その1つ上の被災児童生徒就学支援等事業補助金というのは、これは実際に使
い道としてはどういったようなものになっているのでしょうか。

○学務課長（浦野和利） 東日本大震災により昭島市に避難している児童生徒に対する就
学援助費、これにつきまして補助金が出ることになりましたので、その分でござ
います。

○委員長（紅林由紀子） 就学援助費ということで、実際にそこの御家庭に就学援助とい
う形でお金が入ってくることになるのですか。

○学務課長（浦野和利） 学用品費ですとか通学品費、または給食費、学年によっては修
学旅行費ですか、そういったものは就学援助費として出るわけですがけれども、そ
れについて対象のお子さんについては補助金が出るようになったということでご
ざいます。

○委員長（紅林由紀子） わかりました。ほかにはよろしいでしょうか。

この件はこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

続きまして報告事項2 平成24年度昭島市一般会計予算（案）＜教育委員会関
係＞について、説明をお願いいたします。

○庶務課長（丹羽 孝） 平成24年度昭島市一般会計予算（案）＜教育委員会関係＞につ
いて御報告いたします。

この内容につきましては、大変申しわけありませんが、まだ決定したものでは
ございませんので、変更等もあることを御了承ください。

まず、1ページから6ページまでは平成24年度昭島市一般会計の歳入歳出予算
の概要でございます。歳入歳出とも375億7,300万円で、対前年度比1.9%の減と
なっております。

まず1ページなんですが、歳入につきましては経済状況の悪化などから、昨年
に引き続き1款市税が前年度に比べ2億4,800万円の減額となっており、22款市
債が対前年度比31.4%の減にはなっておりますが、15億9,900万円と大きな借金
となっております。

続きまして、2ページをごらんください。

市税を含め、一般財源の5カ年の推移をあらわしてありまして、市税が20年度
をピークに、経済状況の悪化により4年間減り続けている現状がわかるかと思
います。

続きまして、3ページには目的別歳出であり、10款教育費の歳出につきましては
は、全体予算に占める教育費の構成比は11.9%となっており、対前年度比17.6%
の減となっております。これは学校施設耐震化に係る工事費などの減が主な要因
となっております。

続きまして、4ページにはその目的別歳出の中で主な増減要因を記載させてい
ただいております。

5ページは性質別から歳出を、6ページにはその主な増減要因を記載しており

ます。

7ページに教育費の前年度との比較を科目別に示しており、教育費の総額は44億7,895万1,000円となっております。

増減の大きいものについて主なものについて御説明いたしますと、まず教育総務費の教育指導費が905万5,000円の増額となっておりますが、これにつきましては学校と家庭の連携推進事業費を新たに計上したことによります。

小学校費の学校管理費が1,789万4,000円の増額につきましては、つつじが丘北小と中神小のプール改修工事を計上したためふえております。また、小中学校費とも学校設備費が大幅な減額となっておりますが、これは耐震補強工事が完了したための大幅な減額となっております。

中学校費の教育振興費の1,775万4,000円の減額につきましては、23年度は新学習指導要領の指導書の購入等があったこと、また3校で学校図書館システムの導入を行い、全校で導入が完了しましたので、減額となっております。

社会教育費の1,185万2,000円の増額については、再任用職員を含む職員人件費の増でございます。

文化財の439万1,000円の減額は、奈賀町屋台補修修理補助が23年度までの2カ年で終了したことにより減額となっております。

図書館費の4,696万7,000円の減額につきましては、職員定数を4名減員したことによるものでございます。

市民会館費の2億1,087万2,000円の増額は、耐震補強工事を含めた大規模改修工事を実施いたします関係でございます。

続きまして、8ページをごらんください。学校教育部における主要事業を、1として学校施設整備事業として、2として施設整備事業以外の事業について課別に記載いたしました。

10ページには、生涯学習部における主要事業を課別にそれぞれ記載いたしました。本来なら事業ごとに御説明を申し上げなければいけないところですが、時間の関係もございまして、委員の方より内容等に御不明な事業がございましたら、事業名を挙げていただき、それについて担当課長より御説明させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

以上です。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。

この件につきまして、何か御質問や御意見ございますでしょうか。

もともと幾つかはもう御説明いただきましたので、大丈夫だと思うのですけれども。

小林委員、お願いします。

○委員（小林和子） 10ページの文化財のところの文化財ガイドボランティア養成講習について、どういう方がガイドボランティアになっていらっしゃるのか、またどんな養成講習をなさるのか。はっきり今おわかりにならないければ、その計画みたいなもので結構なんですけど、お伺いできればと思います。

○社会教育課長（片岡国幹） ただいま御質問いただきました文化財のガイドボランティアにつきましては、本年度、23年度から始めております。これは公募をいたしまして、今後市内の文化財のガイドをしていただくということですので、ある程度今までそういった講習を受けたとか、市民大学で講習を受けたとかという方を対象に公募をいたしました。14名の方に御参加いただいております。講師には文化財保護審議委員さんをお願いいたしまして、今年度も既に8回の机上の講義と、それから実際に外を歩いていただくことをこれまでに1回、今後あと3回予定しているところでございます。

このボランティアさんですけれども、やはり市内の文化財を説明していただきますので、1年では無理ということで、次年度も引き続きもう少し深めていただく。特にボランティアさん同士でいろんな研究を、自分たちで、今までは講義が主でしたけれども、今後はそういう形でもして行って、審議会の先生方にまたアドバイスをお願いしたい。こんなふうに考えています。

○委員（小林和子） わかりました。ありがとうございます。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。実際の活躍の場としては、こういった形を、何か文化財ツアーとかありますよね。ああいうときについて回っていただくとか、そんな感じなんですか。

○社会教育課長（片岡国幹） 実際の活動としては、今御案内いただいたようなツアーのガイド、また来ていただく方にガイドをするというのも、こちらで企画していくのかなというふうに考えています。それから、将来的には今開設しています郷土資料室、こちらでの御案内もお願いできればと考えています。

○委員長（紅林由紀子） なるほど。わかりました。ありがとうございます。そうですね。ボランティアはそれ自体もその方たちの生きがいにもなりますので、ぜひ御活躍いただきたいと思います。

ほかには何かございますでしょうか。

学校施設の新JIS規格の机と椅子なのですけれども、年々代えていらっしゃると思うのですが、どのレベルまで進んでいてとか、何かそういうのは、いつぐらいまでにとか。資料が手もとにないようでしたら後ほど結構ですが。

○庶務課長（丹羽 孝） 今大体半分ぐらい小学校については終わっています。ただ、まだ5年生、6年生なのです。体の大きい児童から小学校については行っておまして、たしか平成30年度ぐらいまでには小学校の5、6年生と中学校は終わる予定で進めておりますが、いかんせん予算がないもので、大体1年で2校ぐらいしか進んでいないような状態ではございますが、それが終わりましたら小学校1年から4年生についてまた取りかえるということと予定しております。

ただ、一気にやらない理由といたしましても、今あるものを捨てないで使いますので、そういうものを大事にしながらということもありまして、そういう形で進めております。

○委員長（紅林由紀子） わかりました。そうですね。あるものは有効に使っていただいたほうがいいかなというふうにも思います。よろしく願いいたします。

それでは、ほかはないようでしたら、この件は終わりたいと思います。ありがとうございました。

次は報告事項3 平成23年度昭島市事務事業外部評価報告書＜教育委員会関係＞について、説明をお願いいたします。

○学務課長（浦野和利） 報告事項3 平成23年度昭島市事務事業外部評価報告書＜教育委員会関係＞について御報告いたします。

昭島市では、平成13年度に事務事業評価制度を導入してまいりましたが、今年度より所管課での自己評価である内部評価に加え、評価の透明性、信頼性の確保のため、外部の有識者、市民による外部評価を行うこととなり、昨年11月26日土曜日に外部評価委員会が開催されました。

表紙の裏面をごらんください。外部評価の対象事業といたしましては、今年度は10事業が選定され、教育委員会関係では9番の就学援助事業と10番の総合スポーツセンター管理運営が選定されました。このたび外部評価委員会より評価結果の報告書が提出されましたので、その内容について、就学援助事業については私から、総合スポーツセンター管理運営についてはスポーツ振興課長から御報告いたします。

まず、就学援助事業でございます。

就学援助事業は、経済的な理由で就学困難な児童及び生徒の保護者に対し、学用品費や修学旅行費、給食費などの就学に必要な費用を援助し、義務教育の円滑な遂行を図ることを目的とする制度で、生活保護を受けている方を要保護者、要保護者に準ずる程度に困窮している方を準要保護者として援助する制度でございます。

次のページをごらんください。

報告書の内容でございますが、現状と今後の方向性に関する意見でございます。準要保護者への援助については、必要性はあるが、認定基準は26市と比較すると少々甘い水準にある。今後の方向性として、他市とのバランスをよく考え、真に必要な人に適切な金額が援助できるように、認定基準を見直すことが望ましい。さらに就学援助費は教育のために使われるべきであるが、実際の使われ方、効果の有無等が不明であり、何らかの検証をしていくことが求められるというものでございました。

認定基準の1.6につきましては若干高いという状況もありますが、就学援助は経済的に就学困難な児童生徒にも教育の機会を公平に担保する制度であることから、本来の趣旨を踏まえて各市の状況等を調査してまいりたいと存じます。

就学援助事業につきましては以上でございます。

○委員長（紅林由紀子） お願いします。

○スポーツ振興課長（石川千尋） スポーツ振興課です。

続きまして、恐れ入ります、4ページをごらんいただけますでしょうか。総合

スポーツセンター管理運営について御報告いたします。

総合スポーツセンターは昭和50年に東京都がつくった体育館で、平成16年から沼島市に移管されました。利用者は年間30万人近くございます。

現状と今後の方向性に関する意見は一定の必要性は認められるが、利用人数の拡大、PRの努力、また指定管理者制度の導入、委託の検討、あるいは料金の見直し等の意見でございました。

スポーツ振興課といたしましては、平成15年9月の地方自治法改正により新たに指定管理者制度が導入され、引き続きこの研究を行っていくほか、使用料につきましては、例えば個人で利用する場合、プールあるいはトレーニング、2時間290円と安い金額でスポーツを楽しみ、健康増進が図られている施設でございませぬけれども、今後、近隣市の状況等を調査しつつ、見直しの研究をしていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。

この件につきまして、何か御質問や御意見ございますでしょうか。

なかなかいろいろ厳しい御意見も、コメントもあるようなのですけれども。外部評価対象事業の選定は毎年変わっていくということ。それはどこで決められるものなのですか。すみません、基本的なことをお伺いして。

○学務課長（浦野和利） 事業につきましては、企画課のほうで選定しております。

○委員長（紅林由紀子） わかりました。なるほどというふうを感じる御意見も多数あるのですけれども、ちょっと中身を拝見して、私はスポーツセンターについて基本的にはレジャー施設であってというようなコメントが中にありまして、これについて私自身は少し違和感を持ちました。やはり教育委員会でスポーツ推進のためにというか、市民の健康のためにある施設なので、レジャー施設ではないのではないのかと感じました。より健康増進のために寄与できるようなカリキュラムなり、講座もそうですけれども、イベントとか、そういった利用しやすいような料金体系。もちろん収入と支出といった、その部分は考えなければいけないとは思いますが、やはりそれありきなのではないかなと私自身は感じました。

ほかにかがででしょうか。よろしいですか。

それでは、またお読みいただきまして、何かございましたら後ほど担当課等にコメントをいただければと思います。この件は終わりたいと思います。

続きまして報告事項4 インフルエンザ様疾患における臨時休業措置状況について説明をお願いいたします。

○学務課長（浦野和利） 報告事項4 インフルエンザ様疾患における臨時休業措置状況について御報告いたします。

本市のインフルエンザによる学級閉鎖等の状況につきましては、第1回定例会で拝島中学校2年2組について御報告させていただきましたが、その後、各学校より報告が多数寄せられており、2月9日現在、前回報告分も含め、小学校では

学年閉鎖が5校で10学年、学級閉鎖が10校で24学級、中学校では学級閉鎖が2校で9学級となっております。

各学校にはエタノール消毒液を配布し、感染予防に努めるとともに、外出後のうがい、手洗いの励行や、できるだけ人込みへの外出は控えること等について、また感染拡大防止のための措置として、せきエチケットの徹底等について周知してまいりました。今後とも各学校の情報を収集するとともに、感染拡大の防止のために予防措置の周知等に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。インフルエンザ様疾患ということで、大変な猛威を振るっているようでございますけれども、この件につきまして何かございますでしょうか。

この中で非常に重篤なというか、非常に重くなってしまって命にかかわるような状況まで行ってしまった様な、そんな話は伺っていませんか。

○学務課長（浦野和利） 現在のところは、そこまでの話は聞いておりません。

○委員長（紅林由紀子） わかりました。ありがとうございます。

○委員（石川隆俊） 細かいことですが、予防接種をやっている人は多いと思うんですけれども、そういう人に発生した場合もあると思うんです。あとA型、B型、あるいは実際に調べてないのもインフルエンザ様としていると思うんですけれども、どのくらいの人をお医者さんに行って調べたか。大体でいいですが。

○委員長（紅林由紀子） お医者さんに行ってということですか。

○委員（石川隆俊） お医者さんに行って、AとかBとかちゃんと確定しているのと、それから何となく症状から見てそうだというのも多分ここに入っていると思いますけれども、そういうことは把握していますか。例えば予防接種の効果とか。

○委員長（紅林由紀子） お願いします。

○学務課長（浦野和利） 大変申しわけありませんけれども、各児童生徒がA型にかかっているかB型にかかっているかと、そこまでの調査はしておりません。

○委員（石川隆俊） それではいいですけれども、インフルエンザ様と言っているのは、要するに必ずしもインフルエンザとは診断しなくても、そういうふうな感冒様というかな、症状が似ていればそれに入れているわけですね。

○学務課長（浦野和利） 発熱ですとかせきですとか、そういう症状が出ている者についてということでございます。

- 委員長（紅林由紀子）　ということでございますけれども、よろしいですか。
- 委員（石川隆俊）　たぶん予防接種をしてもかかる者が随分いると思いますが、ちょっとばかり軽く済むんです。済まない者もいますけれども。熱が出ない者もいますかな。
- 委員長（紅林由紀子）　そうですね。うちの娘などは、去年は予防接種しましたけれども、大分遅く、2カ月ほどしてから発症しました。
- 委員（石川隆俊）　3カ月ぐらいしかもたないと俗に言いますけどね。
- 委員長（紅林由紀子）　というケースもあるようですけれども、今聞きますと何かA型が多いようにも聞きますが。
- 委員（石川隆俊）　Aが多いかもしれない。
- 委員長（紅林由紀子）　この件はほかにはよろしいですか。
それでは、終わりたいと思います。
続きまして報告事項5　平成23年度「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果について報告をお願いいたします。
- 指導主事（松尾　了）　平成23年度「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果について報告いたします。
始めに、本調査の特徴について御説明申し上げます。
本調査は、東京都が行っております学力調査でございまして、「各教科の内容に関する調査」と「読み解く力の定着状況」の内容で行われました。調査対象は都内公立小学校の5年生と中学2年生が全員対象となっております。
「読み解く力」に関しましては、大問の設問がスモールステップとなっており、初めは問題文から答えを取り出す問題から質問され、次には問題の内容をきちんと読み取る小問、大問の最後には問題文から問われることに対して既存の知識や経験を活用し問題を解決するような問題構成となっております。
報告資料5の裏面の下のほうにこの問題の例を1題表記させていただきましたが、こちらを後ほどごらんいただければと思います。初めに必要な情報を取り出していただいて、その後比較をして、最後に答えを導き出すというような、スモールステップの問題の形となっております。あんパンとカレーパンを幾つ買って、それぞれの値段が幾らかというような問題を少し例として添付をさせていただきました。
「教科の内容に関する調査」につきましては、学習指導要領に示されました学習内容の定着状況について確認するための問題構成となっております。なお、本調査により測定できる学力につきましては、特定の一部であり、学習指導要領に示された基礎・基本的な知識や技能を身につけることはもとより、みずから学ぶ意欲や思考力・判断力・表現力などの資質や能力までを含めた力を学力ととら

えていますことを申し添えさせていただきます。

次に調査の結果ですが、2の(1)小学校5年生を例に御説明申し上げます。

表にありますそれぞれの数値は、すべての問題、それぞれの教科ごとの平均正答率となっており、上段の3つが都の平均、下段の3つが昭島市の平均となっております。中学校2年生も同様となっております。

全体的には東京都の平均を下回っておりますが、小学校においては読み解く力の定着状況については都の平均を上回る教科もある学校が半数以上ありました。こちらにつきましては、各校の校内研究において「問題解決学習」を研究テーマとしている学校がありまして、そういったところの指導、研究・研修に努められた成果であると考えられます。

また、中学校においては「各教科の内容に関する問題」について、こちらについてやはり都の平均を上回る教科のある学校が半数以上ありました。このことは先ほど土曜日補習の件がありましたけれども、そういった形で各学校の取り組みの中で生徒の補習などを行っている学校もありまして、基礎基本の定着に努められた成果であると考えられます。

また、本年度より東京都からの公表につきましては、次の2枚目になりますが、正答数分布といたしまして、何問正解、何問正答の児童生徒がどれぐらいの割合があるのかという形での公表となりました。こちらの分析結果ですが、本年度から各区市町村別の結果公表についてはこちらの正答数分布による公表となりました。

例えば小学校の国語ですと、グラフの横軸の右端の19、こちらが全問正答の児童数の割合。一番左側のゼロが正答数ゼロの児童数の割合となっております。二手になっている棒グラフのパーセントのところは実際に正答数の児童の割合という形となっております。

昭島市の正答数の分布の状況を都と比較しますと、小学校につきましては多くの教科で都の平均正答率の約半分のところの正答率、正答回数の児童の分布が多いことから、おおむね満足できると、あと努力を要する教科という評価のところ、おおむね満足できる評価の児童のうち、少し努力を要するに近い児童、こちらへの指導を充実させることによって、さらなる学力の定着が期待できるかと考えられます。

ただいま報告いたしました市全体の傾向につきましては、今後、教育施策の検証や立案などに役立てるとともに、各学校の指導方法等にかかわる改善のための資料としてまいります。また、各学校には学校別の調査結果をお伝えしまして、指導方法等にかかわる課題を明確にいただきまして、その改善・充実を図るよう求める予定です。

簡単ではございますが、以上御報告いたします。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。

都の学力調査の結果についてということですが、この件につきまして何かございますでしょうか。

寺村委員。

○委員（寺村豊通） 東京都のこの調査は、もう何年ぐらいされているんですか。

○委員長（紅林由紀子）　お願いします。

○指導主事（稲富泰輝）　すみません、前回の担当なので。平成16年からやっていますが、問題形式と対象学年をさまざま変えておりますので、悉皆でやっている年もございますが、悉皆ではなく希望利用だった年もありますし、今回のところでも松尾指導主事が報告しましたが、教科別になってはいますが、教科についてもその年によって違いますので、一概に比較できるものではないということを御承知おきいただければと思います。

○委員長（紅林由紀子）　ありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。
小林委員、お願いします。

○委員（小林和子）　結果分析の概要のところ、今後の課題というところで、中学校のほうに努力を要する評価に近い児童生徒への指導の充実が課題ということで、4ページの設定通過率との差が確かに中学のほうはずっと数値が高い、子どもたちの学習についてどうなんでしょうか。やっぱり確かに理解していないとか、そういうのと、あと家庭学習などで習熟していないことも多いのかなということもあって、いろいろ学校ごとに分析したり、結果を考えられるとは思いますが、中学生ですから、子どもたち結構自分で自覚ができるかと思しますので、学校でも指導でわかりやすい授業とか、いろいろそういう工夫もなさると思いますが、さらに子どもたちにも学習習慣の徹底とか、そういうことで子どもたちみずからが意欲的に学ぶという習慣づけみたいなものも必要かなと思います。御指導のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（紅林由紀子）　ほかにはいかがでしょうか。

○委員（寺村豊通）　さっきの質問で、今後は大体こういう形で定着していくような予定になっているんですか。

○指導主事（松尾　了）　今後につきましては、こちら経年変化を東京都のほうも見ていく必要があるだろうということで、しばらくの間、この「読み解く力」と学習指導要領ということで考えているということをしていただいています。この後、10年ぐらいの経年変化をとっていただければということでお話はいただいております。

○委員長（紅林由紀子）　ありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。
もう少し努力を要するという児童生徒への指導によってこの辺が変わっていくんじゃないかというようなお話でしたけれども、その辺の方策など何かお考えになっていらっしゃることはございますか。

○指導主事（松尾　了）　校内研究の推進校の指定等が本市で行われておりますが、中学校のところで学力に関する研究などを行っていただいて、その実践事例を市内の中学校で受け入れていただくようなどところで現在考えてはおります。

あと来年度、平成24年度からの教育推進計画、HDSプランにおいても、この学力についてはさまざまな結果をもとにして、3年間を見通した教育計画を立てていただいているということで、各学校には指導の充実をお願いしたいと考えております。

○委員長（紅林由紀子） わかりました。よろしくお願いたします。

中学生になって自分というものがより強く出てくると思いますが、やはり自分が勉強したくないと学力も上がっていかないのではないかなという気もいたします。何か勉強したくなるような目標なりがあるといいのかなというように感じます。やはり勉強しろろろでは余計したくなる部分もあるんじゃないかなと、経験からも感じますので、どうぞよろしくお願いたします。ほかにはよろしいですか。

また10年ぐらい続けるということでございますので、今後も充実していきたいと思っております。

続きまして報告事項6 昭島市立学校教育推進計画（HDSプラン）について説明をお願いたします。

○指導主事（稲富泰輝） それでは、報告事項6 昭島市立学校教育推進計画（HDSプラン）について、資料をもとに御説明いたします。

先ほどの協議資料1にもございましたが、本事業は昭島市教育振興基本計画に基づき、今年度までの特色ある学校づくりを行うためのスクールプラン21、また確かな学力を育成するための学力向上推進プランから発展させて取り組むものでございます。このプランは、平成24年度から3年間の計画を立て、途中中間評価を行いながら取り組んでまいるのでございます。

また、先ほども説明しましたが、東京都の学力調査等、各種調査を活用し、その中で解決策を見直していくなど、中長期的な視点を持ち、各校が教育推進を行います。

本日は時間の関係から、平成24年度の傾向について報告させていただきます。

まず、1枚目にありますのは本計画の概要でございます。A3判の表面になりますが、教育振興基本計画がもととなり、HDSプランを進めていくものでございます。

ちょうど左側、真ん中になりますけれども、26年度まで計画を立てているものでございます。そして、各種調査の見直しというところは左下の部分になりますが、共通指標を立てて学校評価制度を使いながら、また都の学力調査、国の学力調査も使いながら、途中で改善をしていくものでございます。

続きまして、裏面をごらんください。裏面は昭島市教育振興基本計画と各校の取り組みとの関連が示されております。こちらのプランを見ますと、教育振興基本計画のプラン1「確かな学力の定着」に位置づけられる項目が多くなっております。この中では学力の向上を図るための学習環境の整備、一人一人の子どもの学習支援につながるような取り組みも多くあります。また、そのほかのプランでも体験活動を充実させるもの、また体力の向上を図るものがあります。

その後ろのページから各項で取り組むプランに内容が示されております。先ほ

ど土曜日の補習事業のことについて質問がありましたので、恐縮でございますが、各学校のプランの8ページ、つつじが丘北小学校を見ていただければよろしいでしょうか。先ほど小林先生からいただいたところでございますが、つつじが丘北小学校の項目で、学力向上推進計画でこのように柱を立てています。事業概要の一番下のところに「地域人材を生かした土曜日補習事業を行い、」ということがありますので、こちらの学校も来年度、土曜日補習授業については取り組む。そして、東京都の補助についてもこの後申請していく計画でございます。このように、学力向上の部分が各校必ず入っているという計画でございます。

なお、本日は時間の関係から、他の学校についてはお時間があるときにごらんいただければ幸いです。

以上で報告を終了いたします。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。新しい教育推進計画ということで、HDSプランということでございますが、この件につきまして何か御質問や御意見ございますでしょうか。

小林委員、お願いします。

○委員（小林和子） 感想のようなことですが、まずHDSプランが3年間でということで、私も3年間というのは適切な期間ではないかなと。1年目、目標を修正したり、2年目、実践して、3年目に最終評価をしてというような、3年間ぐらいがちょうど適切な期間かなと思いました。

もう一つ、これはお願いなんです。右側の豊かな心の醸成の中で、児童生徒の豊かな心を醸成するためにはというところの下なんです。「一人ひとりに寄り添った指導を行い、教員との信頼関係を構築することが大切です。」、やはりこれはとても大事なことでないかと私は思うんです。子どもたち、生徒もそうでしょうし、その先生が好きな教科はその勉強が好きになるということが大体多いように思います。それで、教員との信頼関係を築くことが大事なんですが、その際にぜひ先生たちが児童生徒と触れ合う時間の保障というか、そういう時間が持てるように何か各校での工夫というのでしょうか。なかなか先生たちもいろんな研修があったり会議があったりと、お忙しいとは思いますが、会議などは必要最小限の会議にするとか、いろんな工夫をそれぞれの学校でしていただいて、子どもたちと触れ合う、あるいは子どもたちの話を聞くとか、そういう時間が持てるように。今もそのような御指導かと思いますが、さらにそれを強くお願いしたいと思います。

○委員長（紅林由紀子） よろしいでしょうか。ありがとうございます。

ほかにかがでしょうか。

○委員（寺村豊通） 感想ですけれども。目標の目安として、こういう表みたいなのがあるとすごくわかりやすいなと思うので、それぞれの学校はうまくこれに沿って頑張ってもらえればなと思います。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

今まで2つあったものが一本化されて、そして学校の独自性というか、学校での計画を独自に立てていただいて、評価として学力調査と、あともう一つは学校独自の数値目標を設定されて、それで評価していくというふうなことなのだと思いますけれども、学力調査が共通の指標として挙げられたというのが、今までではこういうことはなかったですよ。今回、これが入ってきたということで、わかりやすいという意味では非常にわかりやすいと思うのですが、学習意欲を高めて学力を上げていくことで、生活とか心の部分も育っていくということはもちろんあると思いますし、ただその部分できていない、環境が整っていないと、幾らい水を仕向けてもそこまで飲むに至らないということもあるのではないかなと思いますけれども。

こういうことを設けると、こちらの後ろの表でも、どうしても確かな学力の定着というところに非常に重点的に丸がついているようなイメージを私などは受けてしまうのですが、そういった心の部分ですとか環境といった部分についてしっかりしていくということが重要なことは、校長先生方は多分重々おわかりだと思いますけれども、そういった部分についてもこのプランの中に入っていれば、必要な場合はちゃんと予算がつくというか、お金が使えるといったことだというふうに理解してよろしいのでしょうか。学力が重視されることはよいのですが、その部分がどうしても不安になってしまいますが、その点はいかがでしょう。

○指導主事（稲富泰輝） 私のほうで各種調査を学力のほう、説明していったんですが、一番最初のA3判の表面を見ていただくと、学力調査、各種調査に加えて学校評価というものを、ちょうど左下の合間に入っています自己評価、関係者評価、第三者評価というふうに。やはり学校の応援団の方々にも見ていただくということで、ここが学力調査のところではありません。今、第三者評価で私も同行させていただいていますが、どうでしょうか。

学校別のプランの21ページを見ていただいてもよろしいでしょうか。多摩辺中学校のずっと続いています小川村農業体験活動。こちらについては、確かに学力調査のところではなかなか見えづらい部分があるかもしれませんが、第三者評価の先生方が見る限りではこれはかなり好評であると。子どもたちの自主的な活動ができるということですから、あくまでも調査のところもありますけれども、こういうふうな学校評価の制度を使って、各学校が頑張っていて取り組んでいるところは応援していけるような形で教育委員会で支援してまいりたいと思っています。とにかく学力じゃなきゃいけないということではありません。そちらもあわせて説明をさせていただきます。

○委員長（紅林由紀子） すみません、お願いします。

○委員（石川隆俊） これ以上はなかなか企画があって、元気が出る考えだと思うんですが、教育委員会という一番上のコラムですけれども、これ教育委員会が出てきて、学校が出てきて、先生が出てきますね。でも学校で先生という関係はどうか

と。これはつまり訴えているのは先生なのか、学校、すなわち校長先生を訴えているのか。その辺のイメージ。つまり学校はこうする、先生はこうするとなっていますよね。学校っていうのは何をイメージされているのか。先生はわかりますけれども。

○指導主事（稲富泰輝） こちらのプランについて、やはり学校を運営していくということで、校長先生のところもあるんですが、ぜひこのプランについては本市の花田指導室長もいろいろな研修会のところで、先生たちがこのプランについて具体的に自分たちがどのように取り組んでいますかというところを投げかけていくようにしていますので。要するにこれはもう学校がやっているものではなく、全部の教員で共通意識を持って取り組んでいくものだという形で進んでいますので、教員のほうもこちらを意識しながら取り組んでいくものというふうにとらえております。

○委員（石川隆俊） その中で「学校は、」を外して、「先生は、」としたらまずいでしょうか。つまり教育委員会対先生という関係ね。それは個人というか、実際に担当している方々に振り分けですね。

○教育長（木戸義夫） この計画自体はもう学校で考えてもらって、うちのほうに上げてきてもらって、うちのほうは予算的な支援をするというだけの話なんです。ですから、何々小学校では特にこういうところに力を入れたいんだと。そういうようなところで、学校一体となってやっていただく。教育委員会は決して上のほうにいて見ているのではなくて、学校が自主的にやっていただく、そういうような関係なんですよね。

○委員（石川隆俊） それはよくわかっています。教育委員会は支援を実施するとか、あくまでもわき役、後から応援団みたいですね。その次のやるほうが学校と先生に分かれているでしょう。何となくわかるんだけど、少し2つに分かれちゃっている感じがするんだけど。

○教育長（木戸義夫） これはちょっと書き方がまずいかな。管理職と先生が分かれちゃったら、全然学校ではない。

○委員（石川隆俊） だから「先生は、」でもいいのかもしれないと思ったわけ。

○教育長（木戸義夫） そうですね。

○委員長（紅林由紀子） なるほど。

○教育長（木戸義夫） この前の新任研修でも、これを熟知していただいて、きちっとみんな学校一体となって進めてくれと、常にそういう機会があるごとに先生方には訴えているということです。

- 委員（石川隆俊） 呼びかけるなら、「先生は、」としたほうが強いかもしれないとちょっと思ったんですね。「学校は、」という校長先生がさらにそこに介入して、入って、それがさらに先生方を指導するという感じになりませんか。
- 教育長（木戸義夫） 一つはコントロールしていく、進行管理は校長先生がしっかりしていかなきゃいけない。
- 委員（石川隆俊） 確かにそれはそうですね。だけど、先生に急に投げかけちゃまずいとか、その辺の問題ですね。文章はそれをちょっとうまく考えたほうがいい。
- 教育長（木戸義夫） そうですね。
- 委員長（紅林由紀子） という御意見です。では、よろしく願いいたします。ほかにはいかがでしょうか。先ほど御説明いただきましたけれども、決してそういうことがおろそかになっているというふうにはとらえてはいないのですけれども、そこを重点的にというふうな部分になると、どうしても学校のそれこそ先生方もそこを一生懸命やらなきゃいけないのかというイメージに伝わってしまうのかなという危惧が素人ではありましたので、ちょっとお伺いいたしました。
- 委員（石川隆俊） 私も紅林先生の考えにむしろ近くて、やっぱり教育なんていうのは成績とかそんなものじゃないことはよくわかるんですけども、今の他のところを見ていると点数ということにもなるのも事実ですよ。それが妥協の産物かもしれない。
- 委員長（紅林由紀子） そうですね。もちろん、学校の先生は勉強を教えるお仕事でありますから、この部分が重要であることは間違いないと思うのですが、子どもたちの現状を見るに当たって、それが本当に早道なのかなというような部分がちょっとありまして。でもプランを実際に拝見しますと、いろいろな角度から各学校で工夫していただいていると思いますので、これを3年間たって、走りながらいろいろ評価して、また少しずつ変えていくということは毎年できるわけなのですか。
- 教育長（木戸義夫） この書き方も非常に悪いんですよ。現状がこうで、3年後にはこの状況をここに持っていかうと。そのためには24年度はこう、25年度はこう、そして最終目的はこうしようと。そのプロセスが抜けちゃっているから非常にわかりにくい。申しわけない。ヒアリングではきちっとそこらのところまで聞いていると。現状こうだから、ここのところをもうちょっと強くしたいというような現状把握から始まっていますから。
- 委員長（紅林由紀子） そのこのところが鮮明に浮き彫りにされると。
- 教育長（木戸義夫） ですから、学校の実態に合わせた、私たちの学校はこうだと。こ

こをもうちょっと強化したい。そういうところで特別な予算がついていくということですが。

○委員長（紅林由紀子） なるほど、わかりました。どこか重点的というところの、今ここがとても課題で、ここが重点的というお話でしたけれども、学校によっては何となく総花的な部分に感じられる。これと年度初めに出していただく学校ごとの基本計画がございますね。あれとの差がちょっとわかりにくい部分もあるのかなという印象を何となく受けたのですけれども、その辺はやはりこういう書き方になるのでしょうか。

○指導主事（稲富泰輝） 今回出しました資料については、事業概要だけでやっているのでも申しわけないんですが、我々がこれから学校の計画を相談させていただくときには、今までやったスクールプランの学力向上がどうであったかという成果の課題もいただきながら、来年度に向けてどのようにやっていくかということになりますので、抽象的なものにならないように具体的なもの。そして先ほど木戸教育長のほうから説明がありましたけれども、1年間にどこまでやっていくのか。1年目、2年目、3年目というものも段階的に組んでいますし、場合によっては途中でそれを見直していかなければいけないというものがありますので、より具体性があるものに今後してまいりたいと思います。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。教育長もどうぞよろしく願いいたします。ほかによろしいでしょうか。

それでは、この件は終わりたいと思います。

続きまして報告事項7 昭島市社会教育複合施設建設計画基本計画・基本方針（案）に係るパブリックコメントの結果について、説明をお願いいたします。

○社会教育課長（片岡国幹） 報告事項7 昭島市社会教育複合施設建設計画基本計画・基本方針（案）に係るパブリックコメントの結果について御報告いたします。

昨年5月に設置いたしました昭島市社会教育複合施設建設計画検討委員会におきまして検討した基本方針・基本計画（案）について、平成23年12月1日から平成24年1月10日までの年末年始を挟み、41日間パブリックコメントを実施いたしました。この結果、個人の方から9人、1団体から御意見をいただいております。

意見の提出方法でございますけれども、持参された方が1件、ファクシミリによるものが5件、電子メールによるものが4件となっております。

御意見は、件数にいたしますと56件になっております。内訳は、施設全体についての御意見が18件、図書館に関するもの21件、郷土資料室に関するものが1件、教育センターに関するものが3件、男女共同参画センターに関するものが10件、その他3件ございました。

いただいた御意見では、専門職員の配置ですとか、またインターネット環境の整備など、施設の具体的な点についての御意見も多く、これについては本方針・計画でも検討委員会として検討したものであるため、詳細については今後市が検討するとの検討委員会の考え方を示しております。また、建設予定地や複合処理施設へ

の御意見もいただいておりますが、これには昭島市庁舎跡地土地利用基本構想に基づくもので、4つの施設が複合することでのメリットを生かしていきたい旨のお答えをさせていただいております。

昨日になりますけれども、第5回検討委員会を開催し、検討委員会としての考え方の取りまとめをしていただいております。いただいた御意見から、基本方針・基本計画（案）の訂正を2点しております。一点は6番目でいただいております御意見のコンセプトで示した「基本的人権」を、文書の流れに従いまして「人権の尊重」というふうに変更しております。もう一点は、意見の7番目で、男女共同参画センターのコンセプトでは、相談機能の今後の充実という観点から「相談」という言葉を加えさせていただいております。

このほか昨日の検討委員会でさらに御検討をいただいておりますので、本日、教育委員の皆様にお示しした資料の考え方の表現につきましては、若干訂正をさせていただきたいと思っております。この訂正を行った後、今後、市のホームページにおいて公表をさせていただきます。

また、ここまでのパブリックコメントの公表でございますけれども、報告書につきましては今後、印刷製本というスケジュールになってございますので、完成した段階で委員の皆様にもお配りをさせていただきたいと思っておりますけれども、印刷には若干時間がかかりますので、皆様方に御理解いただけるよう、よろしくお願ひいたします。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。

社会教育複合施設建設計画基本方針・基本計画（案）へのパブリックコメントの結果ということでございますが、この件につきまして何かございませうか。非常に御意見がたくさんあるので、ちょっと驚いたというか、関心の高さを改めて感じました。

この会でも時々図書館の機能についてなど、いろいろな御意見を委員の先生方からもいただいたりもしておりますけれども、市民の方々もいろいろな期待を図書館や施設に対して抱かれていて、それぞれの異なった観点で異なった要望を持っていらっしゃる、こういうのを突き合わせてまとめていくのは本当にさぞ御苦労なことかと思っております。ぜひよりよい、非常に漠然としておりますけれども、昭島にふさわしい、いいものをつくっていただければと思います。ほかになればこの件は終わりたいと思っております。よろしいですか。では、よろしくお願ひいたします。

続きまして報告事項8 昭和公園陸上競技場フィールド内人工芝化に伴う行事について、お願ひいたします。

○スポーツ振興課長（石川千尋） それでは、昭和公園陸上競技場フィールド内人工芝化に伴う行事について御説明いたします。

現在、昭和公園陸上競技場フィールド内を人工芝化すべく工事を進めております。平成24年4月、昭和公園陸上競技場フィールド内の人工芝使用開始に伴い、下記の行事を行います。なお、一般貸し出しにつきましては4月9日月曜日からということをご予定しております。

行事につきましては、プレ行事を3月31日に行います。多くの市民の皆さんに人工芝に触れてもらうため、陸上競技場を無料開放し、サッカー協会の応援を得ながら、子どもを対象とした遊び等を企画立案中でございます。

4月に入りまして、1日に午前9時から式典、その後、陸上競技場の利用の大半を占めるサッカーの団体であるサッカー協会による記念大会を7日、8日にかけて行います。また、4月14日はクリケットの試合を、ここにお示ししておりますオーストラリア大使館対日本クリケット協会のほか、大学生の試合も行う予定になっております。よろしくお願いたします。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。

いよいよ人工芝化が完成するということでございますけれども、この点につきまして何かございますでしょうか。

小林委員、お願いします。

○委員（小林和子） 3月31日に無料開放するということですが、そうすると市民のいろんな方がいらっしゃると思うんですが、小さい子どもが安全なように、例えばボールをけったりとか、その辺、安全なように区画を区切って、こちらはボール禁止とか、何か考えていらっしゃるのか。ぜひ小さい子どもたちの安全を重視していただければと思います。

○委員長（紅林由紀子） お願いします。

○スポーツ振興課長（石川千尋） そのように取り組んでいきたいと思っております。

○委員長（紅林由紀子） よろしくお願いたします。

ほかには何かございますでしょうか。

それでは、この件はよろしいですね。では、楽しみにしたいと思います。

続きまして報告事項9 昭島市民図書館蔵書点検に伴う休館について、説明をお願いいたします。

○市民図書館長（太田 勇） 報告事項8 昭島市民図書館蔵書点検に伴う休館につきまして御報告させていただきます。

蔵書点検の内容につきましては、図書館資料の点検及び整理、不用図書、雑誌等の加除、その他としております。

休館日につきましては、分館、分室、移動図書館におきましては平成24年6月20日から6月23日まで、市民図書館本館につきましては6月27日から7月4日までとさせていただきます。

周知方法につきましては、市広報紙5月1日号に掲載し、市民図書館ホームページにつきましては5月1日から掲載する予定でございます。チラシ、ポスターにつきましても、5月1日から配布・掲示を予定しております。

なお、休館日は平成23年の期間と比べまして、分館等で5日から4日に1日、本館は10日から8日と2日短くなっております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。

蔵書点検に伴う休館ということでございますが、市民の利用のために休館日を短縮していただいております。ほかに何かございますでしょうか。よろしいですか。

続きまして報告事項10 子ども読書活動推進事業「中学高校生の読書フォーラム2012」について説明をお願いいたします。

○市民図書館長（太田 勇） 報告事項10 子ども読書活動推進事業「中学高校生の読書フォーラム2012」について御報告いたします。

このフォーラムは、中学生、高校生が読書の楽しさやすばらしさを伝えていく事業で、ことしで8回目の開催になります。高校生からなる実行委員会が主体となり、創意工夫を凝らした企画運営を行い、参加者に読書のすばらしさを伝えていきます。若い世代の人、昭島市民に読書のすばらしさを伝えていくこと、読書好きな高校生からなる実行委員がいろいろな角度から参加者に本の楽しさを伝え、読書をするきっかけにしてもらうことを目的に実施しております。

フォーラムの内容ですが、中学生の読書スピーチが40分間、1人6分程度発表してもらいます。高校生によるチーム対抗による本のプレゼンテーションは、1チーム15分程度の発表を予定しております。

記念講演は、実行委員自ら講演依頼を行っております。1時間を予定しております。ことしの記念講演は新城カズマさんに依頼しました。ふだん接することのない作家から直接読書の楽しさや誕生秘話などを聞くことにより、読書に関心を持ってもらうことを目的としております。演題は「ライトノベルとSFを書いていたら21世紀になってました・・・」です。また、ロビーにおきまして中学生が作成した図書紹介のPOPや読書新聞等の掲示を行います。

日時は記載しておりますとおり、3月25日日曜日、午後1時30分から4時30分までを予定しております。会場は市役所市民ホール、定員は150名を予定しております。

企画実行委員会は、昭和高校、拝島高校、啓明学園高校の在校生12名により組織されております。広報活動には市報、ホームページ等を活用してまいります。

以上のとおり御報告いたします。よろしくお願ひいたします。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。

第8回目になります中学高校生の読書フォーラムということですがけれども、こちらについて何か御質問、御意見ございますでしょうか。

非常におもしろい会ですので、ぜひ参加者というか、オーディエンスがもっといっぱいになるような何か工夫をしていただきたいなというふうに、出席して感じております。結構中学生がスピーチする割には、中学生は余りいないという感じもしますし、やはり自分の学校の子がスピーチするのだから、中学生の子はもっと来てもいいのかなとか。あと本好きな子は年齢は余り関係ないので、小学校5、6年生ぐらいでも来てもおもしろいんじゃないかなというふうにも感じ

ますので、ぜひ小学校などへも直接PRしていただければなというふうにも思います。あるいはそういう本という分野で、年齢が離れていても、何でしょう、大人になってもこういうものが好きな人とかも結構いると思いますので、ぜひ広く。例えばこういうエッセイを書いているようなサークルとかありますよね。そういうところの方たちにも、若い子の本への思いみたいなのを聞いてみませんかみたいな感じで、ちょっとPRしていただいてもよいのではないかなと。世代間交流として非常におもしろい。

ライトノベルなんていうのは、私は余り読みませんが、やっぱりこの年代の子じゃないと知らない世界であるので、非常におもしろいのではないかなと思いますので、ぜひPRをよろしくお願ひしたいと思います。

○市民図書館長（太田 勇）努めます。

○委員長（紅林由紀子） よろしくお願ひします。ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、盛会となることを期待いたしまして終わりたいと思います。

報告事項11 第28回シニアグループ合同発表会について御説明をお願いします。

○市民会館・公民館長（辻 みえ子） 第28回シニアグループ合同発表会について御報告申し上げます。

公民館はじめ、市内の公共施設では多くの高齢者のグループが活動しております。こうしたグループの日ごろの活動の成果を発表する機会として、またグループ間の交流の機会として、毎年60歳以上の団体を対象とするシニアグループ合同発表会を開催しておりますが、本年も2月25日土曜日と26日日曜日の2日間にわたり、市民会館大ホールと公民館小ホールなどを会場として開催いたします。

このシニアグループ合同発表会派今回で28回目になりますが、ことしは俳句、写真、盆栽などの展示が5グループ、合唱、軽体操、軽音楽、民謡踊り、フラダンスなどの舞台発表が昨年より2グループふえ、14グループとなり、計19グループが参加して行われます。

開催に当たっては、参加グループの代表者により実行委員会がつけられ、企画から実施に至るまでの運営をみずから行っていただきます。

なお、この合同発表会の開会式を26日日曜日、正午から市民会館大ホールにおいて行います。教育委員の皆様方には案内状を差し上げておりますが、今年度は参加団体数がふえたことによりまして、開会式の時間を例年の半分に短縮させていただくことから、まことに申しわけありませんが、委員の皆様全員を御紹介させていただくことができませんが、来賓席として御観覧いただく席を用意させていただいておりますので、ぜひ皆様にごらんいただきたいと存じます。

当日の内容など詳細につきましては、資料に記載のとおりでございます。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。

シニアグループ合同発表会ということでございますので、御都合がつく委員の皆様方、ぜひ御参加いただければと思います。この件につきまして何かござい

ますか。よろしいですね。

以上で報告事項1から11まで説明が終わりました。

報告事項12から15につきましては、資料配付のみとなっておりますけれども、事務局への質問などございましたらお願いいたします。平成23年度食育シンポジウムの実施報告について、1月の社会教育関係諸行事の実施結果について、それから国体啓発事業「少年少女野球教室」について、昭島市公民館主催講座についてということでございますが、何かございますでしょうか。

食育シンポジウムにつきましては、私も参加させていただきましたが、非常に参加者も多く、市民の関心の高さを感じました。いろいろアンケートの感想など載っておりますので、後ほどお目通しください。

それでは、ないようでしたらよろしいでしょうか。

その他の事項につきまして何か事務局からございますでしょうか。よろしいですね。

続きまして次回の教育委員会日程についてお願いいたします。

○庶務課長（丹羽 孝） 次回の教育委員会定例会の日程でございますが、3月22日木曜日、午後2時30分から、市役所301会議室で行いますので、よろしくお願いたします。

○委員長（紅林由紀子） わかりました。3月22日木曜日の2時半でございます。では、よろしいでしょうか。

長時間にわたりまして皆様お疲れさまでございました。以上をもちまして本日の日程はすべて終了いたしましたので、第2回定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

平成 年 月 日

署 名 委 員

3 番 委 員

4 番 委 員

調 整 担 当